



25建企第484号
平成25年12月25日

(一社)長 崎 県 建 設 業 協 会
(一社)長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(社)長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(一社)長 崎 県 ほ 装 協 会
(社)長 崎 県 工 務 店 連 合 会
(一社)長 崎 県 管 工 事 協 会
(一社)長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(社)長 崎 県 斜 面 安 定 技 術 協 会
(一社)長 崎 県 の り 面 協 会
(社)長 崎 県 下 水 道 建 設 業 協 会
長 崎 県 電 気 工 事 業 工 業 組 合
長 崎 電 気 設 備 共 同 組 合
長 崎 県 建 設 工 業 共 同 組 合
長 崎 県 管 工 事 業 共 同 組 合 連 合 会
長 崎 県 漁 場 整 備 開 発 協 会
長 崎 県 造 船 協 同 組 合

様

長崎県土木部建設企画課長



長崎県総合評価落札方式における「企業の施工能力評価事前審査登録制度」の導入について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきまして、別紙のとおり導入しますので、貴団体所属の協会員・組合員への周知をお願いします。

なお、準備ができ次第土木部HPにも掲載します。

※土木部 HP「<http://www.pref.nagasaki.jp/departament/dobokubu/index.html>」

長崎県土木部建設企画課 総合評価班

森山、上戸、真木

電話番号 : 095-894-3029

FAX 番号 : 095-894-3461

企業の施工能力評価事前審査登録制度の導入について

1. 導入の目的

長崎県総合評価落札方式において、年間を通じて同一の評価を行う項目の事前審査を行うことにより、案件毎に入札参加者が提出する資料の軽減を図る。

2. 制度の概要

- 毎年4月1日から20日までを事前登録申請期間とし、環境部・水産部・農林部・土木部が5月1日以降公告する案件より申請内容を適用
- 申請先は建設企画課とし、持参または郵送で提出し、申請内容を確認後、審査(登録)結果を返信(添付資料の不備や記入間違いで審査できない部分は登録しない)
- 各社年1回のみの申請(登録されなかった部分の再申請は認めない)
- 事前登録申請できる項目及び様式は別紙のとおり
- 事前登録申請しない入札参加者はこれまでとおり案件ごとに技術資料及び添付資料を提出
- 審査結果を公告案件に使うかどうかは入札参加者の自由

3. 導入時期

平成26年度から導入

4. 今後のスケジュール

平成26年2月10日:業界向けの説明会開催

平成26年4月:導入(4月1日から受付開始)

※平成26年度の受付け期間は4月1日から21日(必着)

申請様式

平成26年 月 日

長崎県土木部建設企画課長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

建設業許可番号

担当者氏名

電話番号

印

号

長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査申請書

総合評価落札方式制限付一般競争入札に係る事前審査申請書を提出します。
 なお、様式記載事項及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

優秀工事表彰

継続的専門能力啓発システム(CPDS)

ユニット

※経審で提出したデータと相違がある場合は、ユニット数を確認できる資料を提出して下さい。

管内の施工実績	長崎振興局管内	件
	県央振興局管内	件
	島原振興局管内	件
	県北振興局管内(大瀬戸土木維持管理事務所管内及び田平土木維持管理事務所管内を除く)	件
	大瀬戸土木維持管理事務所管内	件
	田平土木維持管理事務所管内	件
	五島振興局管内	件
	五島振興局上五島支所管内	件
	対馬振興局管内	件
	壱岐振興局管内	件

※施工実績を事前提出する場合は、件数・内容を確認できる資料(コリンズ等)を提出して下さい。

※添付資料は、管内ごとに整理して提出して下さい。

※各項目の管内ごとの回数を記入してください。
 ※各項目・各管内内容を確認できる資料(証明書等)を提出して下さい。
 ※添付資料は、管内ごとに整理して提出して下さい。

		年度					合計	
		H21	H22	H23	H24	H25		
社会貢献活動の実績 A	公共施設の清掃・美化活動	長崎振興局管内					0	
		県央振興局管内					0	
		島原振興局管内					0	
		県北振興局管内(大瀬戸土木維持管理事務所管内及び田平土木維持管理事務所管内を除く)					0	
		大瀬戸土木維持管理事務所管内					0	
		田平土木維持管理事務所管内					0	
		五島振興局管内					0	
		五島振興局上五島支所管内					0	
		対馬振興局管内					0	
		壱岐振興局管内					0	
	災害支援に関する活動	長崎振興局管内					0	
		県央振興局管内					0	
		島原振興局管内					0	
		県北振興局管内(大瀬戸土木維持管理事務所管内及び田平土木維持管理事務所管内を除く)					0	
		大瀬戸土木維持管理事務所管内					0	
		田平土木維持管理事務所管内					0	
		五島振興局管内					0	
		五島振興局上五島支所管内					0	
		対馬振興局管内					0	
		壱岐振興局管内					0	
	合計	長崎振興局管内	0	0	0	0	0	データ登録なし
		県央振興局管内	0	0	0	0	0	データ登録なし
		島原振興局管内	0	0	0	0	0	データ登録なし
		県北振興局管内(大瀬戸土木維持管理事務所管内及び田平土木維持管理事務所管内を除く)	0	0	0	0	0	データ登録なし
		大瀬戸土木維持管理事務所管内	0	0	0	0	0	データ登録なし
		田平土木維持管理事務所管内	0	0	0	0	0	データ登録なし
		五島振興局管内	0	0	0	0	0	データ登録なし
		五島振興局上五島支所管内	0	0	0	0	0	データ登録なし
		対馬振興局管内	0	0	0	0	0	データ登録なし
		壱岐振興局管内	0	0	0	0	0	データ登録なし

社会貢献活動の実績B	土木の 運営協力 イベント	長崎振興局管内	
		県央振興局管内	
		島原振興局管内	
		県北振興局管内(大瀬戸土木維持管理事務所管内及び田平土木維持管理事務所管内を除く)	
		大瀬戸土木維持管理事務所管内	
		田平土木維持管理事務所管内	
		五島振興局管内	
		五島振興局上五島支所管内	
		対馬振興局管内	
		壱岐振興局管内	
	住宅 運営協力 イベント	長崎振興局管内	
		県央振興局管内	
		島原振興局管内	
		県北振興局管内(大瀬戸土木維持管理事務所管内及び田平土木維持管理事務所管内を除く)	
		大瀬戸土木維持管理事務所管内	
		田平土木維持管理事務所管内	
		五島振興局管内	
		五島振興局上五島支所管内	
		対馬振興局管内	
		壱岐振興局管内	
	山地 防災ヘルパー 活動	長崎振興局管内	
		県央振興局管内	
		島原振興局管内	
		県北振興局管内(大瀬戸土木維持管理事務所管内及び田平土木維持管理事務所管内を除く)	
		大瀬戸土木維持管理事務所管内	
		田平土木維持管理事務所管内	
		五島振興局管内	
		五島振興局上五島支所管内	
		対馬振興局管内	
		壱岐振興局管内	
	「地域産業の担い手育成プロジェクト」等の企業実習協力状況		

※五島振興局及び五島振興局上五島支所管内における「災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練」は、それぞれの長と連携して実施したもののみを対象としています。

※イベントの運営に協力した証明書を提出して下さい。
※添付資料は、管内ごとに整理して提出して下さい。
※空白は申請なしとみなします。

※イベントの運営に協力した証明書を提出して下さい。

※添付資料は、管内ごとに整理して提出して下さい。
※空白は申請なしとみなします。

※活動実績の証明書及び会社に在籍していることが分かる資料(健康保険証の写し等)を提出して下さい。

※添付資料は、管内ごとに整理して提出して下さい。
※空白は申請なしとみなします。

※企業実習に協力した証明書を提出して下さい。

※空白は申請なしとみなします。

※提出期間は、平成26年4月1日から平成26年4月21日(必着)までです。受付期間を過ぎてからの申請は受理できません。

※本様式で事前申請を行った内容は、長崎県環境部・水産部・農林部・土木部が平成26年5月1日から平成27年3月31日までの間に公告する案件に適用します。

※事前審査申請を行う項目のみ記入してください(申請しない項目はそのまま空欄にしておいてください)。

※提出は、紙2部(原本1部・写し1部)電子媒体(CD)1部(添付資料は紙1部のみ)建設企画課に持参または郵送してください。

※電子媒体には、申請書のエクセルデータのファイル名を申請年度・会社名に変えたもの(例:H26〇×建設.xls)を入れてください。

※内容を審査した後、審査結果を返信しますので、返信用の封筒(長3号 120mm×235mm)に80円切手を貼って同封してください。返信用の封筒には宛名を記入してください。

※事前申請の記載内容・添付資料に不備があった場合、その項目及び内容は審査対象としません。

※申請は1回しか受け付けません。審査対象とならなかった箇所は、事前登録されません。

※事前申請を行わない場合は、これまで通り公告案件ごとに記載内容が確認できる資料を添付してください。

事前申請及びお問い合わせ先

〒850-8570

長崎市江戸町2-13

長崎県土木部建設企画課総合評価班

電話:095-894-3029

平成26年度 長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査申請説明書

本説明書は、平成26年度における「長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査申請」を行う際、各項目・内容について求める要件及び申請方法等を説明するものである。

1. 優秀工事表彰

要件: ○平成16年度から平成25年度(西暦2004年から2013年)において、長崎県の優秀工事表彰又は下請表彰を受賞しているものとする。
○下請表彰は、機関長表彰として評価する。
○優秀工事表彰の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員及びその他の構成員の優秀工事表彰又は下請表彰とする。

申請方法: 申請書には、受賞した表彰の内容を記載(選択)し、表彰の内容が判る資料(表彰状の写し等)を添付資料として提出すること。

2. 継続的専門能力啓発システム(CPDS)

要件: ○長崎県内に主たる営業所が所在するもののCPDSへ登録した学習単位の合計とする。
○平成24年11月1日から平成25年10月31日までの期間に受講したものとする。

申請方法: 申請書には、取得したユニット数を記載する。長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出で、長崎県が確認したものについては添付資料は不要とする。
長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出をしていないもの、または、申請漏れがあったものについては、該当期間の学習履歴証明書等を添付資料として提出すること。ただし、学習単位合計すべてを証明する資料を添付すること。

3. 管内の施工実績

要件: ○長崎県(公社等を除く)が発注し、平成11年度から平成25年度(西暦1999年から2013年)に完成した最終請負金額2,500万円以上の工事で、事前審査申請を行う管内で元請として施工した工事。
○施工実績の対象となる工事の受注形態が共同企業体の場合、代表構成員の施工実績とする。

申請方法: 申請書には、各管内における施工実績件数を記載し、管内ごとにまとめたコリンズを添付資料として提出すること。

4. 1 社会貢献活動の実績A(公共施設の清掃・美化活動)

要件: ○平成21年度から平成25年度の公共施設の清掃・美化活動で、以下に該当するものとする。
・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動とし、当該企業名で登録したものとする。
・登録制度がある国、市、町に関する活動で、当該企業名で登録したものとする。
・登録制度がある国、市、町に関する活動で、当該企業名での登録ができない場合は、当該企業が活動団体であることを公的機関が証明できるもの、かつ当該企業の従業員が10名以上参加したことを企業の代表者が証明できるものとする。

申請方法: ○申請書には、各管内における年度ごとの活動回数を記載し、管内ごとにまとめた以下のものを添付資料として提出すること。
・活動回数を証明する資料
・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動については、「愛護団体登録通知書またはアダプト決定通知」の写し及び「清掃・美化作業終了届」の写し
・「国、市、町に関する社会貢献活動」で、企業名で登録できるものについては、登録を証明する資料
・「国、市、町に関する社会貢献活動」で、企業名で登録できないものについては、当該企業が活動団体であることを公的機関が証明する資料、及び当該活動において参加した者が、当該企業の従業員であることを当該企業の代表者が証明する資料

4. 2社会貢献活動の実績A(災害支援に関する活動)

要件: 平成21年から平成25年における災害支援に関する活動で、以下に該当するものとする。

- ・ 災害支援協定に基づく支援活動。
- ・ 災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練で、所属団体の長が各地方機関長と連携して実施するもの。
- ・ 災害支援協定に基づく支援活動に必要とする資材・機材等の総点検で、所属団体の長が実施するもの。

(※「災害支援協定」とは「大規模災害並びに事故発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定」等の協定を長崎県の各地方機関長と各業界団体の長が締結したものをいう。)

(※五島振興局及び五島振興局上五島支所管内における「災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練」は、それぞれの長と連携して実施したもののみを対象としています。)

申請方法: ○申請書には、各管内における年度ごとの活動回数を記載し、管内ごとにまとめた当該企業が所属する協定団体が証明する資料を添付資料として提出すること。ただし、協定団体と長崎県の各地方機関長が締結している協定書の写しは不要。

5. 1社会貢献活動の実績B(土木の日イベント運営協力)

要件: ○平成25年度の土木の日イベント運営に協力したものとする。

申請方法: ○申請書には、各管内における運営協力「あり」か「なし」を記載(選択)し、管内ごとに運営協力状況を当該企業が所属する団体の長が証明する資料を添付資料として提出すること。

5. 2社会貢献活動の実績B(住宅フェアイベント運営協力)

要件: ○平成25年度の住宅フェアイベント運営に協力したものとする。

申請方法: ○申請書には、各管内における運営協力「あり」か「なし」を記載(選択)し、管内ごとに運営協力状況を当該企業が所属する団体の長が証明する資料を添付資料として提出すること。

5. 3社会貢献活動の実績B(山地防災ヘルパー活動実績)

要件: ○当該企業に所属する従業員が、「山地防災ヘルパー」として活動した実績が、平成25年度に管内で1回以上あるものとする。

申請方法: ○申請書には、各管内における実績「あり」か「なし」を記載(選択)し、管内ごとに山地災害・治山施設状況報告書の写し、または、担当機関が発行する活動実績証明書の写し及び山地防災ヘルパー認定証等の写しならびに当該企業に所属する従業員であることを証明(健康保険証等の写し)する資料を添付資料として提出すること。

5. 4社会貢献活動の実績B(「地域産業の担い手育成プロジェクト」等の企業実習協力状況)

要件: ○平成25年度の「地域産業の担い手育成プロジェクト」等による、専門高校生徒の企業実習に協力したものとする。

申請方法: ○申請書には、「あり」か「なし」を記載(選択)し、「将来の長崎県の建設産業を担う人材の育成事業」において、土木系及び農業土木系専門高校生徒の企業実習(現場見学・現場実習)を実施したことを、当該企業が所属する団体の長が証明する資料を添付資料として提出すること。

提出期間: 平成26年4月1日から平成26年4月21日まで(必着)

提出方法: 「長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査申請書」に加え、事前審査説明書に記載している必要な添付資料等及び80円切手を貼った返信用の封筒(長3号 120mm×235mm)を添えて、紙2部(原本1部・写し1部)電子媒体(CD)1部(添付書類は紙1部のみ)を持参または郵送

提出先: 長崎県土木部建設企画課総合評価班
〒850-8570
長崎県長崎市江戸町2-13

様

長崎県土木部建設企画課長

長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査結果通知書

〇月〇日に申請があった総合評価落札方式制限付一般競争入札に係る事前審査について、結果を通知します。

優秀工事表彰

継続的専門能力啓発システム(CPDS) ユニット

管内の施工実績	長崎振興局管内	件
	県央振興局管内	件
	島原振興局管内	件
	県北振興局管内(大瀬戸土木維持管理事務所管内及び田平土木維持管理事務所管内を除く)	件
	大瀬戸土木維持管理事務所管内	件
	田平土木維持管理事務所管内	件
	五島振興局管内	件
	五島振興局上五島支所管内	件
	対馬振興局管内	件
	壱岐振興局管内	件

社会貢献活動の実績 A	長崎振興局管内	
	県央振興局管内	
	島原振興局管内	
	県北振興局管内(大瀬戸土木維持管理事務所管内及び田平土木維持管理事務所管内を除く)	
	大瀬戸土木維持管理事務所管内	
	田平土木維持管理事務所管内	
	五島振興局管内	
	五島振興局上五島支所管内	
	対馬振興局管内	
	壱岐振興局管内	

社会貢献活動の実績 B	土木の日イベント運営協力	長崎振興局管内	
		県央振興局管内	
		島原振興局管内	
		県北振興局管内(大瀬戸土木維持管理事務所管内及び田平土木維持管理事務所管内を除く)	
		大瀬戸土木維持管理事務所管内	
		田平土木維持管理事務所管内	
		五島振興局管内	
		五島振興局上五島支所管内	
		対馬振興局管内	
		壱岐振興局管内	
	住宅フェアイベント運営協力	長崎振興局管内	
		県央振興局管内	
		島原振興局管内	
		県北振興局管内(大瀬戸土木維持管理事務所管内及び田平土木維持管理事務所管内を除く)	
		大瀬戸土木維持管理事務所管内	
		田平土木維持管理事務所管内	
		五島振興局管内	
		五島振興局上五島支所管内	
		対馬振興局管内	
		壱岐振興局管内	
	山地防災ヘルパー活動実績	長崎振興局管内	
		県央振興局管内	
		島原振興局管内	
		県北振興局管内(大瀬戸土木維持管理事務所管内及び田平土木維持管理事務所管内を除く)	
		大瀬戸土木維持管理事務所管内	
		田平土木維持管理事務所管内	
		五島振興局管内	
		五島振興局上五島支所管内	
		対馬振興局管内	
		壱岐振興局管内	
	「地域産業の担い手育成プロジェクト」等の企業実習協力状況		

※本様式で通知した審査結果は、長崎県環境部・水産部・農林部・土木部が発注する公告案件ごとに提出する技術資料の該当する項目の記入欄に「事前申請済み」と記入された箇所に適用します。

※申請した項目で本様式に記載がない項目は、記載内容・添付書類の不備により、審査対象になっておりません。公告案件ごとに提出する技術資料には、その項目の記載と資料の添付をお願いします。

※本様式で通知した審査結果は、長崎県環境部・水産部・農林部・土木部が平成26年5月1日から平成27年3月31日までの間に公告する案件に適用します。

長崎県建設工事総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領

(目的)

第1条 この要領は、長崎県建設工事総合評価落札方式(特別簡易型)試行要領・長崎県建設工事総合評価落札方式(簡易型)試行要領・長崎県建設工事総合評価落札方式(若手技術者育成型)試行要領・長崎県施工体制確認型総合評価落札方式試行要領に基づき、毎年度、長崎県が執行する総合評価落札方式による入札において、入札参加者が提出する入札公告共通事項書4.(2)に定める技術資料のうち本要領第2条で定める項目について事前審査を行い、その審査結果を入札執行前に登録しておくことにより、入札参加者が入札の際に発注案件ごとに提出する「企業の施工能力」に関する書類の軽減を図ることを目的とする。

(登録対象及び内容)

第2条 事前審査登録の対象とする項目及び内容は次のとおりとする。

(1)様式4-1号

- ・優秀工事表彰:表彰履歴
- ・CPDS登録学習単位合計数:ユニット数

(2)様式5号

- ・施工実績:施工実績件数

(3)様式6号

- ・社会貢献活動実績:活動回数
- ・災害支援活動実績:活動回数
- ・「土木の日」イベント運営協力:協力の有無
- ・「住宅フェア」イベント運営協力:協力の有無
- ・山地防災ヘルパーの活動実績:活動実績
- ・地域産業の担い手育成プロジェクト活動実績:活動実績

(登録の申請)

第3条 事前の登録を希望するものは、「長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査申請書」に加え、事前審査説明書に記載している必要な添付資料等及び80円切手を貼った返信用の封筒(長3号 120mm×235mm)を添えて、紙2部(原本1部・写し1部)電子媒体(CD)1部(添付書類は紙1部のみ)を長崎県土木部建設企画課総合評価班に持参または郵送により申請を毎年1回だけ行うものとする。

また、登録申請する項目は第2条に定める項目及び内容の全部または一部とする。事前審査登録した項目及び内容は公告案件ごとに提出する技術資料の該当する項目の記入欄に「事前申請済み」と記入するものとする。

(申請の受理・審査・登録)

第4条 提出を受けた申請書は、受付印を押印し、内容の確認・審査を行う。申請書及び添付書類に不備がある項目及び内容については、審査を行わない。申請内容のうち添付資料により内容が確認できた項目について登録を行う。

(審査結果の通知)

第5条 審査結果は「長崎県総合評価 企業の施工能力評価事前審査結果通知書」を申請書の控えとともに郵送により申請者に通知する。添付資料及び電子媒体については、返却を行わない。

(申請期間)

第6条 申請期間は、各年度4月1日から4月20日(20日が土日の場合は、直後の月曜日)まで(必着)とし、それ以降の申請は受け付けない。

(申請内容の使用範囲及び有効期間)

第7条 受理された申請内容は、当該年の5月1日から年度末までに長崎県環境部・水産部・農林部・土木部が公告する案件に適用する。ただし、審査結果を入札案件に用いるかどうかの判断は、入札参加者による。

(その他)

第8条 事前登録した内容は、建設企画課総合評価班において適切にデータ管理を行い、入札案件ごとに該当する企業の審査結果を入札執行機関に通知する。

第9条 本制度の活用は、当該企業の自由意志によるものとする。

附 則

本要領は、平成25年12月25日から施行する。